議第104号 土地改良事業計画の概要の策定について

1 事業の経緯

安浦町市原地区では、平成30年7月豪雨により土石流が至る所で発生し、集落や田畑などに大量の土砂や流木が流れ込み、農地のみならず、農道や水路等の農業用施設にも甚大な被害が及びました。

被災した農地・農業用施設は、復旧に先立ち国の災害査定を受ける必要がありますが、災害査定では、原形復旧が可能な箇所は災害復旧事業の原則に基づき原 形復旧により、被害が甚大で原形に復旧することが著しく困難な箇所については、 原形復旧が不適当であるため、区画変更による復旧として査定されました。

また, 呉市復興計画(地区計画)では, 地域産業である農業を将来にわたって維持していくため, 生産効率の向上に向け, ほ場整備などの手法を取り入れた農地の整形化や統合, 農道の整備に取り組むこととしており, 査定結果を踏まえ地域住民との話合いを進めた結果, 災害復旧事業と国の補助事業である農地耕作条件改善事業を活用して, 原形復旧として査定された箇所も含めた一体的なほ場整備を土地改良事業として実施するものです。

2 土地改良事業について

(1) 概要

土地改良事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に 規定する、農業用用排水施設、農業用道路等の新設又は管理、区画整理、農用 地の造成、農用地の災害復旧など、農業生産基盤の整備及び開発を図るための 事業です。

(2) 事業主体

呉市

(3) 市原地区の事業の進め方(事業区域については、別図を参照)



